

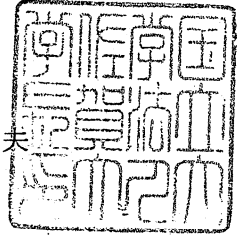
佐大研研第 44 号

平成25年5月15日

一般社団法人 日本臨床検査薬協会
会長 寺本 哲也 様

国立大学法人佐賀大学

学長 佛 淵 孝 夫



「体外診断用医薬品の企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」
における情報公開について（通知）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本学の教育・研究にご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴協会の標記ガイドライン制定に伴う情報公開について、本学は、本ガイドラインにおいて公開対象となっている「研究費開発費等」、「学術研究助成費」、「原稿執筆等」、「情報提供関連費」及び「その他の費用」の情報を本ガイドラインに基づき公開することを承諾いたします。

つきましては、貴協会会員会社へ周知いただきますようお願い申し上げます。

敬具

平成25年5月15日

会員会社
透明性ガイドライン
窓口責任者 殿

一般社団法人 日本臨床検査薬協会
会長 寺本哲也

「国立大学法人 佐賀大学」透明性ガイドライン取扱いの件（連絡）

本ガイドラインに基づく国立大学法人佐賀大学（以下、佐賀大学）と（一社）日本臨床検査薬協会（以下、臨薬協）会員会社の契約等の手続きにつきまして、佐賀大学の方針が以下の通り決定しましたので連絡します。社内関連部署への周知をお願いします。

記

1. 佐賀大学は、透明性ガイドラインにおいて公開対象となっている「研究費開発費等」、「学術研究助成費」、「原稿執筆等」、「情報提供関連費」及び「その他の費用」について、標記ガイドラインに基づき臨薬協会会員会社が施設名を公開することを承諾し、その旨の通知文書を臨薬協に送付する（別添、平成25年5月15日付け承諾通知文書）。
2. 奨学寄附金においては教室名公開の同意を別途個々の教室の長の同意を得ること。
3. 会員会社より、本法人教職員等に原稿執筆及び講演等を依頼する場合は、当該会員会社より個々の教職員の承諾（同意書）を取得すること。会員会社からの大学への届け出等は不要。
4. 本通知文書を臨薬協に通知することにより、佐賀大学は施設としての個別の同意書を発行しない。
5. 本通知文書に基づき、臨薬協は会員会社に佐賀大学の方針を周知する。

以上